

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第4号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する非常勤職員に適用し、その職名は、別表のとおりとする。</p> <p>一 フルタイム職員 1週間につき40時間以内、1日につき8時間の所定労働時間で勤務し、基本給の支給単位を日給として、期間を定めて雇い入れられる者をいう。</p> <p>二 パートタイム職員 1週間につき30時間以内、1日につき6時間以内の所定労働時間で勤務し、基本給の支給単位を時間給として、期間を定めて雇い入れられる者をいう。</p> <p>第5条～第6条 省略</p> <p>(雇用契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、原則として当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する非常勤職員に適用し、その職名は、別表のとおりとする。</p> <p>一 フルタイム職員 1週間につき38時間45分以内、1日につき7時間45分の所定労働時間で勤務し、基本給の支給単位を日給として、期間を定めて雇い入れられる者をいう。</p> <p>二 パートタイム職員 1週間につき30時間以内の所定労働時間で勤務し、基本給の支給単位を時間給として、期間を定めて雇い入れられる者をいう。</p> <p>第5条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(雇用契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、原則として当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する場合で学長が特に必要と認めた場合の雇用契約は、勤務実績を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、当初の採用日から6年を超えることはできない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員及び臨時事務員(以下「事務補佐員等」という。)については、別に定める勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合は、当初の採用日から3年を超えて1年以内の雇用契約の更新をすることができるものとする。ただし、事務補佐員等としての当初の採用日から6年を超えることはできない。</p> <p>4 前項に定める雇用契約の更新は、毎年実施する別に定める勤務評価の結果に基づいたものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定は、非常勤講師、シニアプロフェッサー、学校医、科研費等研究支援</p>	

<p>(雇用年齢)</p> <p>第8条 非常勤職員の雇用は、原則として満60歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。</p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>新設</p> <p>第12条～第27条 省略</p> <p>(始業及び終業時刻)</p> <p>第28条 フルタイム職員の始業及び終業時刻は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 始業時刻 午前8時30分</li> <li>二 終業時刻 午後5時15分</li> <li>三 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで</li> </ul> <p>2～3 省略</p> <p>第29条～第31条 省略</p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第32条 大学は、前条の定めにより有給休暇を付与された非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 省略</li> </ul>	<p><u>アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</u></p> <p>(雇用年齢)</p> <p>第8条 非常勤職員の雇用は、原則として満60歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育又は研究の業務に従事する非常勤職員の雇用は、満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うことができるものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、学校医、科研費等研究支援アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</u></p> <p>第9条～第11条 省略(現行どおり)</p> <p>(勤務評価)</p> <p><u>第11条の2 事務補佐員等の勤務実績について、評価を実施する。</u></p> <p><u>2 勤務評価の実施について必要な事項は、学長が別に定める。</u></p> <p>第12条～第27条 省略(現行どおり)</p> <p>(始業及び終業時刻)</p> <p>第28条 フルタイム職員の始業及び終業時刻は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 始業時刻 午前8時30分</li> <li>二 終業時刻 午後5時15分</li> <li>三 休憩時間 午後0時00分から午後1時まで</li> </ul> <p>2～3 省略(現行どおり)</p> <p>第29条～第31条 省略(現行どおり)</p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第32条 大学は、前条の定めにより有給休暇を付与された非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 省略(現行どおり)</li> </ul>	
---	--	--

二 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三～四 省略(現行どおり)

五 親族が死亡した場合で、非常勤職員(1週間につき40時間を所定労働時間とするフルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第24条第1項第11号に定める期間

(年次休暇以外の無給休暇)

第33条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与するものとする。

一～五 省略

六 非常勤職員(1週間につき40時間を所定労働時間とするフルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間

七 省略

八 非常勤職員(採用されて1年以上であり、介護休暇取得開始予定日から93日を経過する日を超えて、引き続き1年以上雇用されることが見込まれる者)が対象家族を介護することを申し出た場合 通算して延べ93日までの申し出た期間

九 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日の範囲内の期間

(育児休業等)

第33条の2 非常勤職員の育児休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業等規程に定める。

第34条～第56条 省略

二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三～四 省略(現行どおり)

五 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第24条第1項第11号に定める期間

六 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間

(年次休暇以外の無給休暇)

第33条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与するものとする。

一～五 省略(現行どおり)

六 非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間

七 省略(現行どおり)

八 (削除)

九 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育又は要介護状態にある家族と同居する非常勤職員が、その子又は家族の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子又は要介護状態にある家族の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)

(育児休業、介護休業等)

第33条の2 非常勤職員の育児休業、介護休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程に定める。

第34条～第56条 省略(現行どおり)

附 則 省略

別表

非常勤講師
(新設)
(新設)
非常勤研究員
科研費等研究支援研究員
科研費等研究支援アシスタント
科研費等研究支援技術員
COE研究員
COEアシスタント
COE技術員
産学官連携研究員
研究支援推進員
寄附講座教員
特別研究員
特任教員
ITP研究員
ティーチング・アシスタント
リサーチ・アシスタント
(新設)
事務補佐員
技術補佐員
技能補佐員
臨時用務員
再雇用職員

附 則 省略(現行どおり)

別表

非常勤講師
シニアプロフェッサー
学校医
非常勤研究員
科研費等研究支援研究員
科研費等研究支援アシスタント
科研費等研究支援技術員
COE研究員
COEアシスタント
COE技術員
産学官連携研究員
研究支援推進員
寄附講座教員
特別研究員
特任教員
ITP研究員
ティーチング・アシスタント
リサーチ・アシスタント
スーパーリサーチ・アシスタント
事務補佐員
技術補佐員
技能補佐員
臨時用務員
再雇用職員

附 則(21 経教 規則第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第4項の改正については、平成21年3月23日から適用し、第32条中、裁判員を加える改正については、平成21年5月21日から適用する。